

## 設計業務共通特記仕様書

- 1 本件は、契約図書（契約書、設計図書、設計業務標準仕様書等）をはじめ、発注者が指定する業務の施行に関する法令及び緑政土木局が定める規定（工事共通構造図、工事設計積算要領等）並びに業務の施行に関する公的基準に従い施行すること。
- 2 設計書・設計図及び特記仕様書に記載された事項は、設計業務標準仕様書に優先するものとする。

### 特記事項

- 1 本件は電子納品の対象とする。
- 2 本件の成果品の作成方法については、「電子納品に関する運用基準」に従うこと。
- 3 電子納品の対象とする成果品は、電子媒体（CD-R等）で提出すること。
- 4 受託人は、電子納品に必要なハード及びソフト環境の整備を行うものとする。なお、利用するパソコンは最新のセキュリティ対策を施すこと。
- 5 緑政土木局における情報取扱注意項目に基づき、機密情報取扱業務の一部を第三者へ委託する場合は、再委託申請書を提出し承諾書の交付を受けること。
- 6 前払金については、名古屋市公共工事の前金払取扱要綱（以下「要綱」という。）によるものとする。
  - （1）前払金は、前払金請求書に保証証書を添えて、請求することができる。
  - （2）前払金として請求できる金額は契約金額の3割以内とする。